

○ 総務省令第四十八号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条第一項及び第二項並びに第三十一条第二項第一号の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火氣設備等の位置、構造及び管理並びに対象火氣器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び対象火氣設備等の位置、構造及び管理並びに対象火氣器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(畜舎等に係る基準の特例)

第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等（畜舎（家畜の飼養の用に供する施設をいう。以下同じ。）及び次項各号に掲げる畜舎に付随する施設（畜舎の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該畜舎と一体的に利用する施設であつて、その管理について権原を有する者が当該畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。）をいう。以下同じ。）とする。

【一・二 略】

2|| 畜舎に付随する施設とは、次の各号のいづれかに該当する施設をいう。

【新設】
【一・二 同上】

(畜舎等に係る基準の特例)

第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等（畜舎（家畜の飼養の用に供する施設をいう。））、堆肥舎（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の権原を有する者と同一であるものに限る。）及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する搾乳施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。）をいう。以下同じ。）とする。

3|| 畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。

3|| 第一項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。

八| 前各号（第四号を除く。）に掲げる施設に類する施設（延べ面積が三千平方メートル以下のものに限る。）

四| 保管庫（防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの以外のものを保管しないものに限る。以下同じ。）

五| 堆肥舎（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設。次号及び第七号に掲げるものを除く。）

六| 排水処理施設

七| 発酵槽

三| 貯水施設及び水質浄化施設

二| 集乳施設

一| 搾乳施設

2|| 前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。

【新設】

3|| 第一項の畜舎等のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの（令第十条、令第十一条、令第十三条から令第十九条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十六条（無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定）

二| 第一項の畜舎等のうち、畜産經營の用に供する部分（畜産經營に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のための使用に供する部分及び保管庫の用に供する部分をいう。次号において同じ。）の床面積の合計が千平方メートル以上（無窓階にあっては、三百平方メートル以上）のもの（前号に掲げるものを除く。）（令第十条、令第十三条から令第十九条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十六条（無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定）

三| 第一項の畜舎等のうち、畜産經營の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上（第五条の三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあっては、二十人以上）のもの（前二号に掲げるものを除く。）（令第十条、令第十三条から令第十九条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十六条（無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定）

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の總務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

「一～十六 略」

十七 蓄電池設備

(蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を

超え二十キロワット時以下のものであつて出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が

定めるものを除く。以下同じ。)

「十八～二十 略」

(振動又は衝撃に対する構造)

第十二条 令第五条第一項第七号の規定により、対象火気設備等(建築設備を除く。)は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。

八 蓄電池設備(開放形鉛蓄電池を用いたものに限る。)にあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に転倒しないように設けること。

「九・十 略」

(風道、燃料タンク等の構造)

第十四条 令第五条第一項第九号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造としなければならない。

「一～四 略」

五 屋外に設ける蓄電池設備にあつては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとすること。

「六 略」

七 急速充電設備にあつては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとすること。

(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に關し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めることにより制定されなければならない。

「一～三 略」

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電

設備(全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。)のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

改 正 前

(対象火気設備等の種類)

第三条 「同上」

「一～十六 同上」

十七 蓄電池設備(四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)

「十八～二十 同上」

(振動又は衝撃に対する構造)

第十二条 「同上」

八 蓄電池設備にあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けること。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあつては、耐酸性としないことができる。

「九・十 同上」

(風道、燃料タンク等の構造)

第十四条 「同上」

五 屋外に設ける蓄電池設備にあつては、雨水等の浸入防止の措置が講じられた(ユーピクル式
(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)のものとする)こと。

「六 同上」

七 急速充電設備にあつては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとすること。

(その他の基準)

第十六条 「同上」

「一～三 同上」

四 「同上」

「イ
略」

口 燃料電池発電設備、変電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービカル式（鋼板で造られた外箱）に収納されている方式をいう。以下同じ。）のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの

ハ 蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの又は消防長若しくは消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービカル式のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの

ニ・ホ
〔略〕

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

「イ
同上」

口 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービカル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

〔新設〕

ハ・ニ
〔同上〕

〔五〇十一
同上〕

別表 第1 廉房設置の際の基準を示す。

機体の又方隔を 示す。		注器上側はの距 離示す。		注：本方後離離す。	
開放式	不燃以外	組込型・付・ 据置型・付	組込型・付・ 据置型・付	14kW以下 100 15 15 15 15 注	組込型・付・ 据置型・付
開放式	不燃	組込型・付・ 据置型・付	組込型・付・ 据置型・付	14kW以下 100 15 15 15 15 注	組込型・付・ 据置型・付
開放式	不燃	組込型・付・ 据置型・付	組込型・付・ 据置型・付	14kW以下 80 0 0	組込型・付・ 据置型・付
厨房設備	气体燃料				

付こんろ	据置型レジ	21kW以下	80	0	—	0
固体燃料 と 燃 料 以 外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き	—	100	50	50
不燃 と 燃 する もの	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き	—	80	30	—
使用温度が 800 °C 以上のもの		—	250	200	300	200
使用温度が 300 °C 以上 800 °C 未満の もの		—	150	100	200	100
使用温度が 300 °C 未満のもの		—	100	50	100	50
上記に分類 され ない もの						

付則

(施行期日)

1 ハ)の命令は、公布の日から施行する。ただし、第11条及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「新令」という。）第三条第十七号に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、第二条の規定の施行の際現に設置されているもの及び同条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、新令第二章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。